

《事業ローンカード規定》

1. (ちばぎん事業ローンカードの発行)

- (1) ちばぎん事業ローンカード(以下「カード」という。)は、ちばぎん事業向けカードローン契約にもとづき、当行が発行するものとします。
- (2) カード発行にあたっては、当行の定めるカード発行手数料をいただきます。

2. (カードの利用)

カードは、法人または、個人事業主が次の場合に利用することができます。なお、このカードは、代表取締役・代表社員等法人を代表する者または個人事業主に限り使用することができます。

- (1) 当行の現金自動支払機(現金自動預入・引出兼用機を含む。以下「支払機」という。)を使用して当座貸越専用口座から当座貸越金を借入れる場合(以下「借入れ」という。)
- (2) 当行の申込受付融資窓口で当座貸越専用口座から所定の請求書と併用して当座貸越金を借入れる場合

3. (利用手数料)

支払機を使用して借入れを行う場合、支払機利用手数料(以下「手数料」という。)を定めているときは、借入金額に所定の手数料を合わせて支払っていただきます。

4. (支払機による借入れ)

- (1) 支払機を使用して借入れを行うときは、支払機にカードを挿入し、届出の暗証と金額をボタン等により操作してください。
- (2) 支払機による借入れは1千円または1万円単位とし、1回あたりおよび1日あたりの借入金額は当行が定めた範囲内とします。

5. (融資窓口での借入れ)

当行の申込受付融資窓口で借入れを受ける場合には、所定の借入請求書に氏名・金額・資金用途を記入し、届出印を押印(届出印を持参しない場合は暗証番号を記入)のうえ、カードとともに提出してください。(当座勘定入金帳がある場合はそれも一緒に提出してください。)この取扱いは当行窓口営業時間内に限ります。

6. (預金機による弁済)

- (1) 当行の現金自動預金機(現金自動預入・引出兼用機を含む。以下「預金機」という。)を使用して当座貸越金の弁済を行うときは、預金機に当座勘定入金帳と現金を挿入し、操作してください。
- (2) 預金機による弁済は預金機の機種により当行が定めた種類の紙幣および硬貨とし、1回あたりの弁済は当行が定めた枚数の範囲内とします。
- (3) 銀行休業日及び月曜日から金曜日の午後6時以降の預金機での取扱いは致しません。

7. (支払機、預金機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障などにより支払機・預金機による借入れ・弁済ができないときは窓口営業時間内に限り、当行本支店の融資窓口でカードによる借入れ(当行が支払機故障の取扱いとして定めた金額を限度とする)・当座勘定入金帳による弁済を行うことができます。
- (2) この場合には5.融資窓口での借入れと同様の手続きとなります。

8. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失したとき、または法人等の名称、代表者、暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) カードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。なお、カードを紛失した場合には、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (3) カードを再発行(毀損等による再発行を含む)する場合には当行所定の再発行手数料をいただきます。

9. (暗証照合等)

- (1) 支払機によりカードを確認し、支払機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ、借入れを行った場合には、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は、一切責任を負いません。
- (2) 当行の融資窓口においてカードを確認し、借入請求書に押印または記入された印影または暗証番号と、届出印または届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いしました場合にも前項と同様とします。

10. (解約等)

- (1) ちばぎん事業向けカードローン契約を解約する場合には、カードを当店に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求があり次第、直ちにカードを当店に返却してください。

11. (譲渡・質入れ等の禁止)

カードを譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

12. (カードの有効期限)

カードの有効期限は、ちばぎん事業向けカードローン約定書(当座貸越約定書)に定める契約期間とします。なお、ちばぎん事業向けカードローン約定書(当座貸越約定書)の契約期間を延長したときは、カードの有効期限を自動的に延長します。また、ICカードの場合の有効期限は「ICカード特約」によるものとします。

13. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、ちばぎん事業向けカードローン約定書(当座貸越約定書)及び銀行取引約定書に従って取扱うものとします。

14. (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上

《ICカード特約》

1. (特約の適用範囲)

ICカードとは、ICチップで取引ができるキャッシュカード又はローンカードをいい、この特約は、ICカードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。この特約は、「ちばぎんキャッシュカード規定」または「ローンカード規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとします。

2. (ICカードの利用)

- (1) ICカードの利用は、以下の現金自動支払機(現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)で利用できます。
 - ・当行の支払機のうちIC対応している支払機
 - ・ICチップによる取引を提携している提携先(当行がオンライン現金自動支払業務を提携した金融機関等)の支払機で「IC対応」している支払機
- (2) 前項の場合、磁気ストライプが併載されているICカードであってもICチップによる取引となります。前項以外の支払機の利用は磁気ストライプが併載されているICカードであれば、磁気ストライプによる取引が可能です。

3. (1日あたりの利用限度額)

ICチップによる取引における1口座1日あたりの利用限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。利用限度額は当行所定の方法により、当行所定の金額の範囲内で変更できます。

4. (故障等の対応)

前記2.(1)に規定されたIC対応支払機が故障した場合、ICチップ機能に障害が生じた場合等において、ICチップによる取引やその他の提供機能の利用ができない場合があります。この場合、磁気ストライプが併載されているICカードであっても、磁気ストライプによる取引ができないことがあります。

5. (発行手数料)

ICキャッシュカードの発行については、当行所定の手数をいただきます。ただし、ICローンカードについては無料といたします。

6. (特約の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本特約を変更することができます。
- (2) 前項による本特約の変更は、変更後の特約の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上